

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月24日
【会社名】	丸八証券株式会社
【英訳名】	Maruhachi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊澤 健
【本店の所在の場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 中嶋 豊
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
【電話番号】	052(307)0808
【事務連絡者氏名】	財務部長 中嶋 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年11月26日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、共同株式移転の方法による持株会社の設立に関する臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

別添 株式移転計画書

(別紙1) 定款

(別紙2) エース証券第4回新株予約権 エース証券株式会社第4回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(4) 新株予約権の行使の条件

(別紙12) エース証券第9回新株予約権 エース証券株式会社第9回新株予約権の内容

6. 新株予約権の行使期間

(別紙13) 持株会社第6回新株予約権 株式会社エースホールディングス第6回新株予約権の内容

6. 新株予約権の行使期間

3【訂正内容】

訂正箇所は___線で示しております。

別添 株式移転計画書

(別紙1) 定款

(解任方法) 第21条 第2項

(訂正前)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その決議の3分の2以上をもって行う。

(訂正後)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の責任免除) 第30条 第2項

(訂正前)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(訂正後)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除) 第39条 第2項

(訂正前)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(訂正後)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(選任及び任期)第40条 第2項

(訂正前)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(訂正後)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(中間配当)第44条

(訂正前)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(訂正後)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(別紙2) エース証券第4回新株予約権 エース証券株式会社第4回新株予約権の内容

4. 新株予約権の内容

(4) 新株予約権の行使の条件

(訂正前)

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合は、退任及び退職後3ヶ月間に限り行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

— その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

(訂正後)

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問であることを要する。ただし、次の場合は、この限りではない。

ア. 対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合

イ. 従業員を定年により退職した場合

ウ. 顧問を契約満了により退職した場合

エ. その他取締役会が正当な理由があると認めた場合

新株予約権者が死亡した場合、相続人が権利行使請求権を相続する。ただし、相続後、権利行使をする前に相続人が死亡した場合、当該相続人の権利行使請求権は消滅するものとする。

証券業を目的とする他の会社に就職、又は役員に就任し、当社に不利益を与えると予想される場合、直ちに新株予約権を喪失する。ただし、取締役会で承認された場合、その限りではない。

— その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

(別紙12) エース証券第9回新株予約権 エース証券株式会社第9回新株予約権の内容

6. 新株予約権の行使期間

(訂正前)

平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(訂正後)

平成27年4月1日から平成32年3月14日までとする。

(別紙13) 持株会社第6回新株予約権 株式会社エースホールディングス第6回新株予約権の内容

6. 新株予約権の行使期間

(訂正前)

平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(訂正後)

平成27年4月1日から平成32年3月14日までとする。